

2012. 2. 5 February

Vol.633

# 年金広報

発行所 社団法人日本国民年金協会  
 編集発行人 河野 暁  
 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5  
 TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894  
<http://www.nenkin.or.jp/>  
 E-mail: koho08@nenkin.or.jp  
 振替 東京00190-2-77193  
 年間購読料 1,890円 (税込・送料共)  
 (昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

## Contents

### 2 年金確保支援法の一部の施行期日を定める政令が公布

国民年金保険料の納付可能期間を10年に延長する規定の施行期日が、平成24年10月1日からとなりました。

### 3 頑張る！ 年金事務所

#### 阿波半田年金事務所

少数精鋭ながら住民のために尽くす、阿波半田年金事務所を訪ねた。

### 4～5 座談会

#### 国民年金事務と市区町村②

前号に引続き、年金事務の改善要望や国民年金の周知・広報、国や日本年金機構に望むことなどが話題となった。

### 6

#### 国民年金基金の新規加入員数が減少

公的年金の支給開始の引下げ報道に伴い、国民年金基金も引下げられるのでは…という疑念によると考えられる、加入者の減少。国民年金基金のメリットを正しく理解したい。

### 7 「国民年金よくある質問」 「厚生年金よくある質問」

会員のみならず、年金委員のみならず、実務者のみなさまが「知っていてよかった！」という情報を掲載します。

### 8 ご活用ください

#### 市区町村の広報誌(紙)掲載用記事

市区町村の広報誌にそのままご使用いただける、タイムリーな記事を掲載します。

Topics

# 平成二四年度の年金額は〇・二%の引下げ

老齢基礎年金は  
月額六五、五四一円



「2011 City.People.light awards」を日本で初めて受賞した金沢。兼六園は季節ごとにライトアップを実施し、多くの人の心を魅了しています。(写真提供 金沢市)

	平成23年度 (月額)	平成24年度 (月額)
国民年金 〔老齢基礎年金 (満額)：1人分〕	65,741円	65,541円 (▲200円)
厚生年金* 〔夫婦2人分の老齢 基礎年金を含む 標準的な年金額〕	231,648円	230,940円 (▲708円)

\*厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準

一月二七日、総務省から平成二三年の年平均の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)が発表された。それによると、平成二三年の対前年比変動率はマイナス〇・三%となった。年金額は、物価変動に応じて改定されるため、法律の規定により、平成二四年度の年金額は、〇・三%の引き下げとなること

が決定した。年金の支給額が変わるのは、四月分が支払われる六月の支払からになる。国民年金の年金額では、満額の老齢基礎年金が、平成二三年の年金額より、平成二四年度は月額二二〇、九四〇円となり、七〇八円引き下げられ、同じく〇・三%の引下げとなる。

また、年金と同様の物価変動に定額している児童扶養手当等についても、平成二四年度は〇・三%の引下げが行われることになる。なお、これらの手当てについても平成二二年度以降、年金と同様に物価が下落した時に据置き措置がとられたことから生じている特例水準(一・七%)についても、平成二四年度から二六年度までの三年間で解消することが検討されている(平成二四年度は一〇月分からさらに

例水準については将来の年金受給者となる現役世代の年金額の確保につながるため、平成二四年度から二六年度まで三年間をかけて解消することが検討されている。この法案は、今通常国会に提出されることになっている。仮に法案が成立すれば、平成二四年度の年金額は、一〇月分(二月の支払分)から、さらに〇・九%引き下げられることになる。

### 平成二四年度の国民年金 保険料は月額四、九八〇円

国民年金の保険料額は、平成二三年の月額一五、〇二〇円から平成二四年度は月額一四、九八〇円となる。これによって、平成二三年から四〇円の引き下げられることになる。国民年金の保険料額は、平成一六年の改正によって、毎年二八〇円ずつ引き上げられることになっており、平成二四年度は月額一五、五四〇円となること

が法律で定められているが、これは平成一六年度の価格であり、実際の毎年度の保険料額は、法律で定められた各年度の保険料額を、物価や賃金の変動を反映して改定することとなっている。

### 通常国会提出予定の 年金関連法案は二案

内閣官房は一月二四日、同日

現在の今通常国会に提出予定の法案を公表した。国民年金・厚生年金関連の法案と提出予定時期は次のとおり。

- ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(提出予定二月中旬)長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成二四年度以降の基礎年金国庫負担割合を二分の一とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の措置を講ずる。
- ・厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(提出予定三月中旬)現行の年金制度について最低保障機能の強化を図る等のため、低所得者等の年金額の加算、受給資格期間の短縮、高所得者の年金額の調整、被用者年金の一元化、産休期間中の保険料免除、短時間労働者に対する適用拡大等の所要の措置を講ずる。

# 年金確保支援法の一部の施行期日を定める政令が公布

一月二五日に、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(平成二四年政令第一四号)が公布された。この政令は、いわゆる年金確保支援法(国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律、平成二三年法律第九三号)の附則第一条第三号の規定に基づいて、国民年金保険料の納付可能期間を一〇年に延長する規定(後納保険料の特例措置)の施行期日を、平成二四年一〇月一日から三年間施行することを規定したものである。

後納保険料の特例措置は、平成二四年一〇月一日から三年を経過する日までの間とされている。後納保険料を納付できる者は、第一号被保険者または過去に第一号被保険者であった者(老齢基礎年金の受給権者は除く)で、納付の対象となる保険料は、その者の国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間および保険料免除期間以外の期間のもので、承認の日の属する月前一〇年以内の期間であって、その期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によって消滅したものに限定されている。

後納保険料の額は、対象となる各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とされ、先に経過した月の保険料に係る後納保険料から順次納付することとなる。

後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなされることになる。

## 後納保険料の特例措置

現行の国民年金法では、保険料を徴収する権利は時効によっ

て二年で消滅することになってくるが、年金確保支援法では国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金について徴収時効の過ぎた一定期間に係る後納保険料を本人の希望により、厚生労働大臣の承認を受けて納付できることとするものである。

この国民年金の保険料の特例措置は、徴収時効の過ぎた一定期間に係る保険料(後納保険料)を本人の希望により、厚生労働大臣の承認を受けて納付できることとするものである。

後納保険料を納付できる期間

## 年金制度が改正されます!

国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ  
平成24年10月から3年間に限り

### 納付可能期間を10年間に延長します

- 現在、未払いの国民年金保険料を遡って納められるのは過去2年分までですが、平成24年10月1日から3年間に限り、過去10年分まで遡って納められるようになります。
- 3年度以上遡って保険料を納付する際は、加算金がかかります。

毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌末日までと定められています。納期限までに納めない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますので、滞納のないようお願いいたします。

### 平成23年8月10日より

- 第3号被保険者が「届出忘れにより受け取れなかった年金」を受給できる場合があります
- 第3号被保険者とされていた人に新たな年金記録が見つかり、必要な届出がされていないために受け取れなかった老齢基礎年金、障害基礎年金などが受給できるようになる場合があります。

### 詳しい内容が知りたい!

- お近くの「年金事務所」へ、お越しください。
- お電話による相談は「ねんきんダイヤル」へ  
0570-05-1165 または 03-6700-1165 (IP電話・PHS用電話)  
※受付時間: 月～金曜日 8:30～17:15 月曜日(休日明けの初日) 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

### 過去に国民年金の未納があるかどうか知りたい!

- 「ねんきんネット」をご利用ください。「ねんきんネット」へ  
「ねんきんネット」の利用方法に関するお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ  
0570-058-555 または 03-6700-1144 (IP電話・PHS用電話)  
※受付時間: 月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00

厚生労働省 日本年金機構

## 地域型年金委員会連絡協議会を設置

年金委員活動を積極的に実施するため、神奈川県地域型年金委員会、千葉県国民年金委員会、埼玉県地域型年金委員会の実務担当者による打合せが、一月一八日に開催された。この打合せは、年金委員活動支援事業を

独自事業として平成一九年から取り組んでいる日本国民年金協会の呼びかけで実現したものである。

状況の報告が行われ、昨年一月に設立された埼玉県の事業計画が報告された。

これに続いて、①年金委員の委嘱拡大への取り組み、②年金事務所との協力・連携、③年金教育などの年金委員活動、④研



# 「年金図書」平成24年度改訂のご案内



**国民年金ハンドブック** (平成24年度版)  
【平成24年5月発行予定】  
A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)  
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。



**年金相談の手引** (平成24年度版)  
【平成24年5月発行予定】  
A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)  
国民年金・厚生年金の受給要件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



**年金相談AからZ** (平成24年度版)  
【平成24年6月発行予定】  
B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)  
東京都社会保険労務士会 企画  
東京社会保険労務士協同組合 編集  
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。



**現場力を高める!! 年金相談Q&A** (平成24年度版)  
【平成24年5月発行予定】  
Vol.1 老齢年金-加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)  
Vol.2 老齢年金-年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)  
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)  
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。



**国民年金法総覧** (平成24年4月版)  
【平成24年5月発行予定】  
B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)  
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。

株式会社 **社会保険研究所**  
東京 ☎(03)3252-7901 関西 ☎(06)6765-7836  
中部 ☎(052)951-0261 中国 ☎(082)223-2707  
<http://www.shaho.co.jp/shaho>

※写真はすべて旧版



# 年金事務所

## 山椒は小粒でもぴりっと辛い 「少数精鋭」で仕事と向き合う

徳島城を起点とする伊予街道と吉野川はJR四国の徳島線に寄り添うように走る。吉野川の清流と剣山など四国山地の山に抱かれた阿波半田は山紫水明という形容がぴったりな景勝の地だ。少数精鋭で住民のための年金事務所に取材した。

### 阿波半田年金事務所（徳島県）

取材を終えて阿波半田年金事務所を表す言葉として頭に浮かんだのが「少数精鋭」。年金事務所の規模としては小さい方のトップグループに入るのとは異なる阿波半田事務所。小さい事務所としての悩みはむしろあるが小さい事務所だからこそできることもある。民間の大手スーパーマーケットから年金機構発足と同時に採用された石井秀昌所長に聞いてみた。



石井秀昌所長

「おつななんです。でも私も採用されてからまだ二年ですからお客様への一般的な説明程度しかできません。実は現場のほかの課のスタッフが動くようになってきたのです。みんなでもやろ

なせるし、「教えること」によって「教える側」も知識がより深くなっていくという。この研修は週一回、毎週水曜日八時一五分から三〇分ないし四五分実施している。

「小規模の事業所が多いですね。事業所数で一五〇〇程度なんです。それが徐々に減ってきています。それと年齢も高いですね。」

「修正しなければならぬところは当然、修正すべきと思えます」と歯切れのいい答え。

抱負は「明るく楽しく前向きに」

「言葉遣いを丁寧にと待ち時間やサービスを精一杯やっています。」

「当時のマスコミ報道でもデフォルトというか、いたずらに国民の不安感を煽るような誇大されたものを感じていました。どの組織にも改善しなければならぬ点がありますし、年金機構

「わたくしの抱負は『明るく楽しく前向きに』って言うんです。頭文字をとってATM。ATMで事業を推進していきたいなと思ってます。民間から所長を迎えて全所で仕事に取り組んでいこうと着実に事務所の雰囲気は変わってきているという。それを陰で支えているのが副所長の方だということがつかえた。」

「言葉遣いを丁寧にと待ち時間やサービスを精一杯やっています。」

「お客様の満足度を上げていく。お客様の信頼を得ることを目指しています。そのための努力は精一杯やらせていただきます。ただ現在、お客様の不満というのは制度に対する不満、とくに年金額に対する不満ともうひとつは雇用保険との調整ですね。」

# 新春座談会②

## 国民年金事務と

## 市区町村



- 山崎 泰彦** さん (司会) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授
- 中村 博治** さん 厚生労働省年金局事業管理課長
- 阿蘇 俊彦** さん 日本年金機構国民年金部長
- 林 友美** さん 神戸市保健福祉局高齢福祉部 国民年金医療介護国民年金係長
- 和田 恵美子** さん 岐阜市市民生活部国民年金課年金係長
- 北野 智子** さん 横須賀市市民窓口サービス課 国民年金担当主任

(登壇順)

座談会の後半では、全国都市国民年金協議会と事務改善要望、国民年金の周知・広報、市区町村から国・機構への要望などが話題となった。

### 全国都市協議会と改善要望

**山崎** ◆全国都市国民年金協議会も最近はずいぶん下火になっていっていると聞いています。二三年は和田さんのところで開催されたのですね。

**和田** ◆岐阜市は第四九回の会長市をやらせていただきました。五〇年近く歴史がある協議会なのですが、事務をする職員が少なくなっていて、本当に定型のものをやっている形です。

**山崎** ◆答えが最初から決まっているような……。

**和田** ◆そうですね。質問に対する答えが、法令で決まっているからですという感じで終わっていったので、だんだん人が離れていってしまったところがあります。これはよくないので、山崎先生のお力をお借りして、お互いに話を聞くところにもっていき、どういことから今回のような形で開催しました。

**山崎** ◆厚労省年金局も機構もいろいろ抱えている問題や悩みが

にしやすい体制になっています。少なくとも機構発足前に比べればかなり改善は図られていると感じています。

今は実務も念頭に置きながら、直接担当している年金課に電話なり文書で機構としてのリンクエラストや懸念を頻りに伝えながら実務や仕組みを考えていくという体制になっています。これはこれまでに比べれば大きく改善している点だと思います。そうしたなかで自治体の皆様の懸念とかご意見もつかないながらも、どういことかは、当然必要だと思っています。

**山崎** ◆このご意見がありますか。

**林** ◆制度改正については、第一に、自分が被保険者や受給権者の立場になって考えなければいけないと思います。法令解釈に悩んだときも、機構の回答が自分の思いと違っても納得できるまで法令集や逐条解説をみるようにしています。それでも、今の法令からはどうすることもできないとき、市区町村は国に対して制度改善の要望を上げます。

事務処理改善も同じです。被保険者のために、みんなの思いが一つになることがまずは大事で、そういう思いが全国都市協などの要望書になっているのではないのでしょうか。

市区町村は現場の声や市民の声を伝えることはできても、法律を改正することはできません。だからこそ役割の違う厚労省、機構、市区町村を二つにして改善を目指すというけいない、目指すものが同じなら、お互いの意見を聞き合う良い関係がで

きると思っています。

**阿蘇** ◆いま年金機構ではいろいろな改善事項を検討しています。が、今年度に現場の窓口の職員も含めてすべての職員からお客様のニーズにあった情報を全部、本部に集約して、それを改善要望として出しています。現場のお客様のニーズや現場でのオペレーションのやりやすさを踏まえた形の要望を出していますので、あとはそこをどう改善していくかです。

今回機構として集約して厚生労働省に出したものは、現場の窓口の職員の声です。少なくとも現場で今何が困っているかとか、お客様がどうしたほうがいいか、お客様のニーズに合わせるというのがお客様のニーズに込めることです。その意味では、今回は現場の声をかなり反映させた形にはなっていると思います。

**山崎** ◆なっているというかな、一つあるということですか。

**中村** ◆先ほどなぜそうなのかわかるか、大事だと言いましたが、一つの制度ができて一つの業務を任組んでいるのを調べてみると、結論がそうになっている事情とかネックのようなものがそれなりにあって、やむを得ずそうになっているという問題もあります。

機構からもういっばい要望をいただいている、年金局もそれをそのまま本部にもお示ししてこの中からまた検討課題として上げていくものもあります。

**阿蘇** ◆機構は機構で、今度はシステム開発の問題、現場でそれをオペレーションでできるかというところがいちばん問題になり

ます。現在はいろいろな年金局とも相談してオペレーションに対する要望等も出させていただいております。

**山崎** ◆制度改正につきましては、その過程、あるいは法律の施行段階で、市区町村への説明等は十分丁寧をお願いしたいと思えます。ほかには何か。

**和田** ◆年金の制度改正というのはこれからの話ですが、今二三年二月三日現在、税制改正の関係で目の前に差し迫った問題があります。それは、免除などの審査をどうしていくのかということなんです。二四年七月から実施される免除などの所得情報の進達が問題になっています。

税務情報から高校生の年齢に相当する対象者を特定扶養親族として抽出できなくなりました。しかし、審査は従来どおり特定扶養親族として扱われるためですればよいのか。具体的な情報がありません。システムを改修するのであれば予算の関係もありまして早く伝えていただかないとできないのです。最悪七月に間に合わなくなります。

**山崎** ◆これは大きい問題……。

**和田** ◆はい。現場ではみんな困っていて、再三市区町村から地方厚

生局や年金事務所に早く情報がほしいとお願しているのですが、何もきていないんです。

**山崎** ◆それはいかがですか。急いでいるのですが……。

**中村** ◆政令改正が必要な事項なので、今その準備をしています。実務についても急ぎお示するというスタンスで、今担当のほうで準備をしています。

**阿蘇** ◆当然、オペレーションレベルで、どういことかというのかという、システムの変更もありません。その辺の確認を担当者ベースでやっているところなんです。

**林** ◆市町村は政令が公布されるのを待ってられません。二年一〇月、国の「控除廃止の影響に係るPT報告書」で免除等への影響遮断の方向性が示されてお、神戸市は五月に市民税の保有する扶養情報の利用を個人情報保護法に諮問しました。政令公布は早くても年内ギリギリ、それからでは間に合わないかと判断し、秋からシステム改修をスタートしました。何とか年度内には完成しようとしています。

**北野** ◆横須賀市でも税制改正についての情報が全く無くて、取り急ぎ市民税課に相談したら、厚労省の児童家庭局が出しているという文書を見せてくれました。その中に、国民年金はこう改正されるであろうというのが既に載っていました。年金局は未だ何も提示していないのに、児童家庭局経由で市民税課から教えてもらっていることになるとは思いませんでした。

**林** ◆年金事務所は最近まで税制改正の影響などほとんど気にし



修正の影響などほとんど気にし

ていませんでした。本来ならど  
ちらが先に情報を収集すべきか、  
被保険者に答えを出すのは誰な  
のかという点では、責任感、危機  
感というものが少し欠けている  
ように思います。上からの指示  
を待つだけでなく自分の周りで  
起きていることを敏感に察知し、  
自分なりの情報収集と仕事への  
影響を考えて準備をしようとする  
意識が大事だと思います。

**中村◆**今の話については、私も  
本当に遅れて申し訳ないとかか  
言いようがないです。多分どの  
タイミングで制度なり実務に影  
響する仕組みが変わるかがある  
程度見えているときに、それを見  
越して仕事が段取りよくでき  
ているかというところが、そう  
ないのが実情です。

今後の一年なり二年間にくる  
であろうところを見越した準備態  
勢を段取りよく進めていかなければ  
いけないし、機構の中でも  
やってほしいということだと思  
います。二つの例として厳しさを  
指摘をいただいたと思います。

### お客様への

### 周知・広報の実施

**山崎◆**制度への不安感が高まっ  
ていますし、特に市町村の窓口  
ではそういうやり取りがいろい  
ろあるかと思えます。

そういう意味で、年金の広報  
や教育は大事で、社会保障教育  
というところで厚労省もこれから  
取り組もうとしています。林さ  
んからいただいた神戸市のパン  
フレットですが、機構のと同じ  
べてみると、たしかに神戸市の  
は私から見てもいいものですね。  
これはとても大事なことです。



**林◆**岐阜での全国都市協で、機  
構から三年度版のパンフレッ  
トはいろいろな意見を聞いて使  
いやすいものに改善しましたと  
説明がありました。実際には  
ほとんど何も変わっていません。  
**北野◆**横須賀市のパンフレッ  
トと機構のものを事務所の人に見  
比べてもらう機会があった時に  
市のものを事務所でも使いたい  
と言っていました。自治体のも  
のは事務所の人も選んでくれる  
くらい現場に対応しています。

**林◆**市町村はみんな困っている  
のです。窓口の説明ではどうし  
ても言い漏らすことがあります。  
それを補うのがパンフレットや  
チラシです。機構のパンフレッ  
トは、補うどころか肝心なこと  
も載っていないことがあります。  
**山崎◆**ぜひ課長にも取り寄せて  
見ていただいて(笑)。

**中村◆**実は各市町村の参考例を  
いただいていると、さうそそれを  
参考に、今機構のパンフレットも  
少し改訂を考えています。機構  
も今度は文書デザイナーの方と  
契約して……。

**阿蘇◆**現在改訂に向けて検討し  
ております。今、神戸市さんの  
ものも参考にさせていただいて  
改善できればと思います。

**中村◆**国民向けの広報をそうい  
うプロの目で、見やすさとか色  
の使い方とかレイアウトも含め  
て、アドバイスをいただくよう  
な取組みも始めたところですよ。  
**山崎◆**そうですか。では今度は  
少し良くなる。

**林◆**全国の市町村が、機構は変  
わったなど実感することがある  
としたら、それはまず市町村の  
ために窓口で使いやすいパンフ  
レットを作っていたらどうかだ  
と思います。機構のものは、ど  
んな会議でも使いにくいと言わ  
れます。でも予算がないから自  
分たちでは作れない。だから役  
立たなくても窓口で置いてい  
くというのが現状です。

**北野◆**パンフレットだけではな  
くて、たとえば免除の申請書も  
そうです。お客様モニター会議  
で検討された新しい案を見ま  
したが、私たち自治体職員から見  
るとぜんぜん変わっていません。  
なぜその会議での検討に、私  
たち自治体とか、事務所や事務  
センターで、普段届出を受け  
したり審査している職員たちの  
指摘が入らないのか。もちろん  
国民の視点も必要ですが、窓口  
対応や事務処理の具体的な視点  
も入れていただけたらどうもよ  
いものになると思います。

**和田◆**パンフレットを作成する  
ときは、損得感覚はやめてほし  
いですね。年金加入は義務です。  
損得では扱えません。

### 市町村から 国・機構への要望

**山崎◆**ひととお話した  
いたので、最後にお一人ずつの意  
見をお願いします。

**北野◆**私は、以前国民年金協会  
が主催していた研修会に何度か  
参加しました。その研修会で年  
金の知識が深くなり、国の制度  
に対する考え方を学ぶことが  
できました。その時学んだこと  
が、今も窓口や実務を行う時  
に役立っております。あのよう  
な研修の場がまたできると、も  
う少し自治体と国との距離が縮  
まって、よりよい方向に進んで  
いくと思います。機構や厚労省は、  
私たち自治体にはとても距離が  
あるところですよ。自治体は情報  
が少なく不安を抱えながら仕  
事をしていきます。今後このよ  
うに私たちの率直な意見を聞く  
機会を作っていたら、非常に  
ありがたいと思います。

**和田◆**ここに来てやっと国と少  
し距離が縮まっている方向に動  
いているのかなと思います。戸  
籍の業務などは、法務省が市町  
村の窓口を大事に思っているの  
で、研修にも力を入れています。  
戸籍であれば地方法務局が月に  
一回交替する市町村を集めて、そ  
の市町村で受け取った戸籍届書  
を見たり、勉強会をしながら情  
報の共有化を図り、研修を行っ  
ています。情報が正確に伝わっ  
ているから、正確な戸籍業務も  
できると思います。

年金のほうは、市町村の業務  
は本当に二つ部分なのですが、  
給付の窓口をやっていますし、免  
除についても現役世代の方の重  
要な部分を担っています。今の  
状況だと情報も来ないし、本  
当に私たちが窓口として必要な  
かと思ってしまうところもある  
ので、市町村にも、二つの窓口と  
して情報をおろしていただきた

いし、意見も取り上げていただ  
きたいです。  
**林◆**長年、国民年金事務に携わ  
ってきた自分が、今やるべきこと  
は何なのかと、最近よく考えま  
す。最近では、機構全体が新規採用  
だと思おうようにして、自分が伝  
えられることは伝えようと思っ  
ています。市も機構も新しい職  
員が増え国民年金の長い歴史を  
知らない人たちがほとんどです。  
これからは、わかることは伝え  
わからないことはみんなまで考え  
る。時間はかかりますが、もう一  
度正しい知識が蓄積された体制  
になるまで一緒に頑張るしか  
ないと思います。

これまで市町村職員が厚労省  
や機構本部の方と直接お話しす  
る機会などありませんでしたか  
ら、その機会を今回与えていた  
だいたことにも感謝してい  
ます。そしてこの機会を与えら  
れた自分の役割は、厚労省や機  
構も変わろうとしてくれている  
ことをほかの市町村の皆さんへ  
伝えることだと思っています。  
市町村の国民年金担当職員の  
立場は非常に厳しいものがあり  
ますが、みんな一緒に頑張って頑  
張りたいと思います。

**山崎◆**いかがですか、阿蘇さん。  
**阿蘇◆**貴重な機会をいただき  
たいです。機構の位置  
仕事というのは、厚生労働大臣  
から委託・委任を受けた業務を  
しっかりとすること、お客様サー  
ビスをすることです。それから  
二つ、三つの事務所があるわ  
けですから、現場のお各様の声、  
各市町村の現場の声を、三つの  
ツールを使って集約して年金局  
に届ける。それをまた、機構にフ  
ードバックして、各自自治体まで  
届けるという役目もあると思  
います。その部分は非常に重要だ  
と痛感しました。

解は必ず現場にあります。特  
に政令市とか都市協ばかりでは  
なくて、村や町の小さな声、それ  
も二つの声です。そういうところ  
の声を現場の年金事務所を使っ  
て吸い上げたいです。それを現  
場に返し、制度も理解してもら  
うというふうな返し方もする。  
それが機構の役目であり、年金  
事務所が三二二あるところ  
の特長だと思います。風通し  
のよい機構となり、厚生労働省、  
市町村、お客様との円滑な関係  
を目指していきたいと思ってお  
ります。

**中村◆**機構の発足前から市町村  
との関係が難しい状態になりつ  
つあったのが、まさに機構発足を  
機に大きく体制が変わったこと  
もあって、かなりご心配、ご迷惑  
をおかけした面があったと思  
います。そこは改めてお詫び申し  
上げたいと思います。

普段からこの年金業務を一緒  
にやっていく組織として顔の見  
える関係を作り、気軽にいろい

ろな情報のやり取りができるよ  
うな形にすることは非常に大事  
だと思います。機構にも、市町村  
とのそうした関係の構築を前か  
らお願いしていますし、本省の  
立場でも気を付けて、これから  
もよりよい関係を作れるように  
努力していきたいと思えます。

さらに申し上げると、われわ  
れにとって地方機関は地方厚生  
局です。ぜひ市町村の皆様には、  
厚生局や機構の出先機関と、同  
じような顔の見える関係とか日  
常的に情報や意見のやり取りが  
できる関係を作っていただけ  
は大変ありがたい。そのための  
努力を、厚生局の担当への意識  
付けも含めて、こちらからもや  
っていきたく思います。

**山崎◆**この夏、都市協に参加さ  
せていただきました。依頼を受  
けたときから皆さんからいろい  
ろ話を聞くなかで、何とか市町  
村、機構、国が同じテーブルでさ  
っくばらんに話し合える場がで  
きればと思っていました。夏の都  
市協がその第一歩だったかと思  
っています。また今日こうした形  
でじかに顔を合わせて意見交換  
する場ができたのは、とてもよ  
かったと思います。

市町村の方々に本当に国民  
年金のことを熱く想っておら  
れる方がたくさんいらっしゃる  
ので、中村課長にはぜひ、こうい  
う方々の知恵をどんどん借りて  
いただきたいと思います。それから阿蘇さ  
んのほうは、今機構も非常に厳  
しい状況にあることばかりま  
すが、機構だけで抱え込まずに  
市町村の力を借りて、一緒にな  
って年金業務の改善に取り組ん  
でいただきたいと思います。



阿蘇さんからは局に対する要望  
も(笑)。  
**阿蘇◆**貴重な機会をいただき  
たいです。機構の位置  
仕事というのは、厚生労働大臣  
から委託・委任を受けた業務を  
しっかりとすること、お客様サー  
ビスをすることです。それから  
二つ、三つの事務所があるわ  
けですから、現場のお各様の声、  
各市町村の現場の声を、三つの  
ツールを使って集約して年金局  
に届ける。それをまた、機構にフ  
ードバックして、各自自治体まで  
届けるという役目もあると思  
います。その部分は非常に重要だ  
と痛感しました。

解は必ず現場にあります。特  
に政令市とか都市協ばかりでは  
なくて、村や町の小さな声、それ  
も二つの声です。そういうところ  
の声を現場の年金事務所を使っ  
て吸い上げたいです。それを現  
場に返し、制度も理解してもら  
うというふうな返し方もする。  
それが機構の役目であり、年金  
事務所が三二二あるところ  
の特長だと思います。風通し  
のよい機構となり、厚生労働省、  
市町村、お客様との円滑な関係  
を目指していきたいと思ってお  
ります。

# 国民年金基金の新規加入員数が減少

平成二十三年の国民年金基金の新規加入員数は、東日本大震災の影響を受けて三月分は減少したが、五月からは大幅な増加に転じ、同年四月から九月（二十三年上半期）は、平成十六年度以降の上半期で最も高い数字となった。しかしながら、十月及び十一月は減少した。これは、昨年十月、社会保障審議会年金部会に「支給開始年齢について」という検討資料が提出されたことを契機に、公的年金の支給開始年齢をめぐる新聞、テレビ、週刊誌などのマスコミ報道が過熱したことが影響していると考えられる。これらの報道が「国民年金基金も支給開始年齢が引き上げられるのではないか」との誤解や不安につながったのではないかと推察される。

年金制度に関するマスコミ報道は、いたずらに国民の不安を煽るものが多く見受けられ、そのたびに国民が不信感を募らせるといった悪循環になっているが、今回の件は、多分に国民年金基金への理解不足が原因であると考えられる。

この間の公的年金制度の支給開始年齢に関する政府の検討状況を振り返ってみよう。

政府・与党社会保障改革検討本部が平成二十三年六月三十日に決定した「社会保障・税一体改革案」では、年金分野の改革項目の一つに「支給開始年齢の引上げ」が盛り込まれた。これらの改革項目については、社会保障審議会年金部会において平成二十三年八月二十六日以降検討が進められたが、「支給開始年齢」については、十月十一日に開催された第四回年金部会において議題の一つとして取り上げられた。

働き手は、平成二十三年十一月九日の衆議院予算委員会で、来年の通常国会あるいは再来年という短時間の中で公的年金の支給開始年齢を引き上げる法案を提出する考えはないとの趣旨の答弁を行っている。

また、十二月一日の第七回年金部会では、事務局より「社会保障年金部会におけるこれまでの議論の整理（骨子案）」が提示された。同骨子案における公的年金の支給開始年齢に関する記述では、「現状において、支給開始年齢の引き上げは適当ではないとの意見があった。一方、諸外国の動向や平均寿命の伸長等に鑑みれば、中長期的には検討が必要との意見もあった」とされている。

年金に対する上乗せ年金であるが、加入者とのいわば契約による年金であり、国民年金を運営する政府とは別の国民年金基金が運営しているものである。したがって、国民年金基金から支給される年金の支給開始年齢は、国民年金の支給開始年齢と連動しているものではない。このことについて、国民年金の第一号被保険者や第一号被保険者となり得る方々に、正しく認識していただくことは大切である。

## 有識者に聞く

### 国民年金基金の特徴と利点

国民年金基金については、その支給開始年齢など制度に対する誤解を払拭することはもちろん、制度の特徴と利点について十分に周知を図っていくことが求められている。このため、今回は、年金制度に詳しい有識者から、国民年金基金の特徴と利点についてうかがった。

●山崎泰彦さん（神奈川県立保健福祉大学名誉教授）

公的年金の財政は、賦課方式を基本にしつつ、将来に向かって急激な保険料の引き上げを緩和するために一定の積立金を持つことというのがいまの財政方式になっています。この賦課方式の財政にとつては、高齢化にどう対応するかが大きな課題です。

私は、公的年金の中にも積立方式の要素を一定程度組み込むべきで、そのことがむしろ、将来にわたって若い人の年金意識を高めることにはなるのではないかと考えます。賦課方式と積立方式を適切に組み合わせる、その一方を担うのが国民年金基金

は、国民年金の支給開始年齢と連動しているものではない。このことについて、国民年金の第一号被保険者や第一号被保険者となり得る方々に、正しく認識していただくことは大切である。

から支給される年金なのではないかと思えます。

積立型の年金は、デフレの時には、金利が付かなくても物価が安くなるのでその分年金の価値は上がるようになります。

ある程度収入がある自営業者ですと、皆さん貯蓄をしますから、国民年金基金から支給される年金を貯蓄の一つの形態と考えて、国民年金に上乗せして老後に向けて貯蓄すると思えば、税制上こんなにも有利な商品はないでしょう。

運用環境が悪い悪いと言いつつ、われわれはみなせっせと貯蓄をしています。歳をとっても貯蓄をしているとすれば、六〇歳を過ぎてでも加入したらどうかと思えます。

貯蓄はみんながするもので、「国民年金基金は、実は国民年金に加入している自営業者の老後のための貯蓄です」と言えば一番わかりやすいでしょう。国民年金基金は貯蓄の中では一番有利な商品です。

●井戸美枝さん（社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー）

国民年金基金は自営業者にとっては非常に強い味方というイメージがあります。私たち自営業者は資産をいろいろな形で分散しているのですが、やはり公的な制度というものは安心・安全と考えられます。国民年金だけではなく、賦課方式とはまた違う、自分で積み立てる、しかも公的な制度というのは安心を生んでくれると思います。

●中村文雄さん（東京都国民年金基金専務理事）

老後は確実に長くなってきているわけで、しかも、どのくらい生きるかわかりません。やはりそういうリスクには対応しておかなければいけません。それが非常に大事だと思います。国民年金基金の終身年金というのは、民間ではなかなかできないものです。

●金高和男さん（歯科医師 国民年金基金常務理事）

国民年金基金の掛金は全額所得控除（月額六万八千円、年額八十一万六千円まで）で、一千万円の課税所得ですと、掛金の四割くらい、六百万円でも三割くらいは軽減されたような形になります。なお、一般の個人年金は、所得控除が年額で四万円まで（平成二十四年一月契約分より）となっています。そういう点でもかなり入りやすいし、それで将来の保障が得られますので、これが一番のメリットだと思います。

自営業者の場合は不定期な収入になるので、ずっと払い続けなければならないというのが、かなりのプレッシャーになります。国民年金基金のように減額（減口）できるというのは非常にありがたいと思います。そういう自由さと、自分のライフプランに沿って終身をベースに確定年金を積み立て、六十歳から受け取れるというのも非常にありがたい制度だと思います。

いまはずっとデフレの状態なわけですから、非常にラッキーな時期だと思います。

私は終身年金が基本というのもとてもよいと思っています。例えば介護の状態になった時に

それからもう一つ。国民年金基金では掛金が全額所得控除となるために、年金に対する実質的な掛金が非常に低くなっています。これは公的な年金ならではの強みであり、この二つは強調しておきたいと思っています。

## ◆想定問答

【問】仮に将来、国民年金の受給開始年齢が引き上げられる場合には、国民年金基金の受給開始年齢はどうなりますか？

【答】国民年金基金は、国民年金の第一号被保険者を対象とした国民年金の上乗せ年金ではありますが、国民年金とは運営主体、財政方式を異にしており、個人が申立てして加入するいわば契約による別の年金です。このため、仮に将来、国民年金の受給開始年齢が変更されるようなことがあったとしても、それに伴い国民年金基金の受給開始年齢が変わることはありません。

### 【国民年金基金の給付タイプと掛金】

●国民年金基金から支給される年金の支払いについては、国民年金基金及び国民年金基金連合会の規約において、A型、B型、I型及びII型は六十五歳誕生月の翌月分から、III型、IV型及びV型は六十歳誕生月の翌月分からと定められています。

●国民年金基金は、この受給開始年齢を前提として掛金額を設定し、掛金を積み立てこれを財源とし、年金を支給する財政方式を採っています。

二番目はやはり自由な設計ができることです。公的年金でできるのは、国民年金基金だけではないかと思えます。その中には、上乗せ機能はもちろん、六十五歳前までの機能、この二つの機能がありませんので、いつからいつまでどのくらいの年金が必要となるのか、それに応じて掛金を設定できます。さらにその掛金も、自分の負担能力に応じて設定できます。そういうところが国民年金基金のポイントではないかと思えます。

# 国民年金 よくある 質問

## Q.二〇歳前の傷病に よって支給される障 害基礎年金につい て教えてください。

障害基礎年金は、国民年金の被保険者期間中に病気やけがで障害を負った場合に支給される給付です。しかし、例外的に二〇歳に達する前に初診日のある病気やけがで障害になった場合にも、障害基礎年金が支給されることがあります。

この二〇歳前に初診日がある病気やけがで障害基礎年金が受けられるときには、次の三つの場合があります。①二〇歳に達したときに障害の程度が一級または二級の状態にある場合、また、②障害認定日が二〇歳以後

でその障害認定日に障害の程度が一級または二級の状態にある場合、そして③二〇歳に達したときあるいは二〇歳以後の障害認定日に一級または二級の障害の状態になくても、その後六五歳に達するまでの間に一級または二級の障害の状態に該当した場合です。いずれの場合にも、本人の請求によって障害基礎年金が支給されます。

この二〇歳前の病気やけがによる障害基礎年金は、保険料納付のない年金制度加入前の障害

による給付であることから、この障害基礎年金の受給権者の前年の所得が政令で定める限度額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで全額または二分の一が支給停止されます。

平成二三年年度のこの限度額は、全額支給停止の場合の所得限度額が四六二万二、〇〇〇円（給与所得者の実収入で六四五万二、〇〇〇円）、二分の一支給停止の場合の所得限度額は三六〇万四、〇〇〇円（給与所得者の実収入で五一八万三、〇〇〇円）となっています。

控除対象扶養親族がいれば、その扶養親族一人につき三三万八千円が加算されます。また、控除対象扶養親族が前年の末に所得税法で定める七〇歳以上の老人控除対象配偶者・老人扶養親族である場合には、老人扶養親族一人につき一〇万円が、一六歳以上二三歳未満の控除対象扶養親族である場合にはその扶養親族一人につき二〇万円が、さらに加算されます。

なお、障害基礎年金の請求には、障害の原因となった病気やけがの初診日を明らかにできる書類の提出が必要ですが、平成二四年一月四日より、初診日の証明がとれない場合でも複数の第三者による証明があればよいことになっています。

\*「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています。  
http://www.nenkin.or.jp/member/faq\_box/。会員登録のみならず、ホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

# 厚生年金 よくある 質問

## Q.厚生年金には離婚 分割という制度があ ると聞きました。厚 生年金の離婚分割に ついて教えてください。

離婚分割は、離婚当事者の年金を婚姻期間中の厚生年金保険の保険料納付記録に基づいて、当事者間で分割することを認めるというものです。

この離婚分割は、平成一九年四月一日以後に成立した離婚が対象となりますが、平成一九年四月一日前の厚生年金保険の保険料納付記録も分割することができます。分割割合は、五割が上限となります。

離婚分割は、離婚当事者間の協議で分割割合について合意のうえ、年金事務所から厚生年金の分割請求を行います。当事者間の合意がまとまらない場合には、離婚当事者の一方の求めにより、裁判所が分割割合を定めることができます。

### 分割後の給付等

離婚分割によって、保険料納付記録の分割を受けた人は本人の厚生年金の受給資格に従って

年金(老齢や障害)を受けられることができます。ただし、たとえば老齢厚生年金の場合には、分割を受けた本人が支給開始年齢に到達するまでは老齢厚生年金は支給されません。また、仮に分割を行った元の配偶者が死亡しても、分割を受けた本人の厚生年金の受給権には影響しません。

離婚分割は厚生年金の額にのみ影響し、基礎年金の額には影響しません。なお、分割された保険料納付記録は厚生年金の年金額の算定の基礎となりますが、年金受給資格期間等には算入されませんので注意が必要です。

### 標準報酬の按分割合

離婚分割では、分割の対象期間となる婚姻期間中の標準報酬を再評価したもの(対象期間標準報酬総額)の多い人が、少ない人に対して標準報酬の分割を行うことによって年金の分割を行います。

この場合、分割を行う側の人、つまり対象期間標準報酬総額が多い人を第一号改定者といい、分割を受ける側の人、つまり対象期間標準報酬総額が少ない人を第二号改定者といいます。また、対象期間標準報酬総額は、報酬比例の年金額を計算するときのように再評価を行ったものです。

離婚分割では、まず按分割合を決めます。この按分割合は、当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額のうち、分割した後の第二号改定者の持分として示されます。

離婚分割における按分割合の上限は常に五〇％で、分割する

ことによって第二号改定者の持分が第一号改定者の持分を超えないようになります。また、按分割合の下限は、分割前の第二号改定者の持分の割合となり、分割によって第二号改定者の持分は減らないようになっています。

### 標準報酬の改定 (年金の分割方法)

按分割合が決まると改定割合が算出されることとなります。この改定割合というのは、離婚分割による改定によって、第二号改定者の持分が按分割合のとおりになるように算出されるもので、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額に対する割合となります。

そして、この改定割合をもとにして、婚姻期間中の各月ごとに、離婚当事者双方の標準報酬月額および標準賞与額が次のように改定されます。なお、分割前には第二号改定者の標準報酬月額または標準賞与額がない期間がある場合は、それらはゼロとして計算されます。

まず、第二号改定者については、改定前の本人の標準報酬月額および標準賞与額に、第一号改定者の改定前の標準報酬月額または標準賞与額に改定割合を乗じた額(第一号改定者からの分割分)を加えた額が、第二号改定者の標準報酬月額および標準賞与額となります。

また、第一号改定者については、改定前の本人の標準報酬月額および標準賞与額に、一から改定割合を控除した率を乗じた額が、改定後の標準報酬月額および標準賞与額となります。

# いつ起きるかわからない、 いつ起きてもおかしくない。

“その時”に備えて——  
地域住民のための防災対策  
パンフレット&リーフレット



地震に備える ポイントが1冊でわかるパンフレット  
**地震に備える ●平成23年5月発行**  
地震が起きる前に日頃からこころえておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。  
A4判/24頁カラー 定価：189円(本体180円+税)  
監修：鈴木 俊男(昭和女子大学講師・一級建築士)  
高橋 洋(NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事)

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット

	災害のとき！ <b>あなたの助けが必要な人がいます。</b> 災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。
	グラッときたとき！ <b>あなたの家の家具は倒れませんか？</b> 大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める工夫などを解説。

イザというとき！  
**覚えておきたい  
応急手当と救命手当**  
けがや心肺停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を图解。  
A4判/4頁カラー  
定価：42円(本体40円+税)  
監修：高橋 洋(NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事)

\*名称刷込み(スミ1色)をご希望の場合は、21,000円(税込)で申し受けます。  
ご注文・お問い合わせは——  
**年友企画(株)**  
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-5-3 児谷ビル  
TEL (03)3256-1711 FAX (03)3256-8928  
http://www.nen-yu.co.jp



昨年八月二〇日に公布された年金確保支援法では、国民年金に關して、時効によって納付できなくなった一定期間の保険料を本人の希望により納付することを可能とする取扱いが盛り込まれています。

この取扱いは、平成二四年一月一日から三年間に限って実施されることになりました。

保険料の後納の特例措置

国民年金の毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。また、保険料を滞納した場合には、二年前までさかのぼって納付することができません。しかし、二年を経過する時効により納付できないことになっています。

ただし、保険料の免除の適用を受けたり、学生納付特例や若年者納付猶予の適用を受けた場合には、免除などの適用を受けた期間の保険料の全部または一部を追納することがあります。この追納は、一〇年前の分までさかのぼって行うことができます。この場合、追納する保険料の額は、三年度以上前の分をさかのぼって納付する場合には、当時の保険料の額に一定の加算が行われたものとなります。

今回の保険料の後納の特例措置は、この保険料の追納とは別に、保険料を納め忘れた被保険

# 平成二四年一月一日より二年間、後納保険料の納付ができます。

者を対象にしたもので、今年の一〇月一日から三年以内の期間に限り、保険料の後払い(後納)ができるようになります。

この特例措置により、保険料の納め忘れがある人は、厚生労働大臣の承認を受けて、平成二四年一月一日から三年間に限り、過去二年分だけでなく過去一〇年分までさかのぼって保険料を納めることができます。

この保険料の後納ができるのは、時効によって納付することができない期間分(二年以上前の期間分)の保険料に限られます。そして、保険料の後納の承認を受けるときに、時効になっていない二年以内の期間分について、保険料の滞納がある場合には、その保険料を先に納付しなければなりません。

また、この保険料の後納を行う場合には、保険料の追納の場合と同様に、当時の保険料の額に一定の加算が行われた保険料(後納保険料)を納付することになります。

後納保険料の納付は、先に経過した月分の国民年金の保険料(加算が行われた保険料)から順次行います。そして、後納保険料が納付されると、納付が行われた日に、その納付が行われた月

の場合には、保険料の追納の場合と同様に、当時の保険料の額に一定の加算が行われた保険料(後納保険料)を納付することになります。

の国民年金の保険料が納付されたものとみなされます。

この保険料の後納によって、第三号被保険者期間の不整合記録により二年以上前の保険料未納期間がある人についても、その期間を保険料納付済期間とすることが可能となります。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は、対象となりません。

**ご案内** この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。

なお、この記事は当協会のHPからテキストデータとしてダウンロードできますので、自由にお使いください。

## 視点 column 四八歳のある女性は、仕事の重責や人間関係のストレスから軽い精神疾患になり、六年前に会社を退職してしました。それからずっと、七八歳になる父と七五歳の母と生活しています。その女性は、他人と接するのがいまだに苦痛なため就職することも難しく、ここ数年はチラシ配布のアルバイトを不定期にしているだけ。その収入は月に一万円程度にしかありません。それに多少の退職金の残りがあただけだといえます。

## 相続で残すより「年金確保」

役で働いている安サラリーマンよりずっと高い年収でしょう。だから、同居する無職のような娘の生活を支えることは充分にできているのです。とはいえ、高齢の親は自分が死んだ後のことを考えると、残される娘が不憫で、何とかしなくてはと思ひ悩んでいます。

父親は、「長男と次男は安定した職業に就いているから、この娘にだけは多くお金を残してやりたい。だから遺言を書くつもりだ」と話し始めました。しかし、遺言で子の一人にだけ多く財産を残すと、長男と次男から、「長い間の親の年金で生活させてもらっただのに…」という不平が出て

そこで、遺産として多額のお金を残すことよりも、今のうちに毎月少しずつ娘のために老後の準備をしたらどうかとアドバイスしてみました。家賃のからない親の家で質素に暮らしていれば、月に二万円か一四万円あれば老後は何とかかなるでしょう。

そこで、国民年金基金のB型(終身年金保証期間なし)に加入することを提案しました。長女が六〇歳になるまでの二年間、掛金を払うと六五歳から約四八万円(月に四万円)の年金を一生確保できることとなります。

国民年金保険料と合わせるとう月に約七万六千円の掛金負担になります。これが父から娘への贈与だとしても、年

一〇〇万円までの贈与税の基礎控除の範囲内に納まるので、贈与税の心配もありません。二二年間の掛金総額は約一千万円になりますが、遺産を二千万円多く残してやるよりも、一生の経済的な安心を作っておける方が大きな価値があるはず。

**「年金広報」は、国民年金制度と共に歩んで53歳です**

わが国の国民年金制度を充実発展させることを目的として、公共団体、農林漁業団体、中小企業団体及び各界有志の賛同を得て昭和34年設立された社団法人日本国民年金協会が毎月発行する年金に関する情報誌が「年金広報」です。

創刊号は、岸信介(自由民主党総裁)、鈴木茂三郎(日本社会党委員長)、坂田道太(厚生大臣)の各氏のお祝いの言葉を掲載し、昭和34年2月「国民年金弘報」として船出しました。それから53年間、平成22年1月からは「年金広報」と題字を変更、カラー印刷にし、この12月号で643号になります。

紙面は、年金制度に関するニュース、市区町村長のインタビュー、市区町村の国民年金のご担当者の取組み、日本年金機構、年金事務所の取組み、市区町村の広報誌(紙)掲載用の情報など、これからも年金情報誌として内容を充実し提供してまいりますので宜しくお願いします。

ご購入の申し込みは、電話03-3265-2885、ファックス03-3265-2894、E-mail koho08@nenkin.or.jp まで、年間購読料1,890円(税込・送料共)です。お待ち申し上げております。